

接続約款変更届出書

平成29年2月6日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくひがししんばいちちようめ9ばん1ごう 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくかぶしがいしゃ ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちよう けん しーいーおー みやうち 代表取締役社長 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 約款・サービス部

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年2月13日
------	------------

## 接続約款新旧対照表

別紙

新	旧										
<p>第 1 章 総則 (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y) ～消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>3G チップ</u></td> <td><u>契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 章協定の締結手続き等</p> <p>第 5 節の 2 開通システム等の利用の申込み (開通システム等の利用の申込み)</p> <p>第 28 条の 2 接続申込者は、当社に対し、別表 1 に規定する MVNO 回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る回線の登録、変更等を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は 3G チップの利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は 3G チップの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。</p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y) ～消費税相当額	(略)	<u>3G チップ</u>	<u>契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの</u>	<p>第 1 章 総則 (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y) ～消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 章 協定の締結手続き等</p> <p>第 5 節の 2 開通システム等の利用の申込み (開通システム等の利用の申込み)</p> <p>第 28 条の 2 接続申込者は、当社に対し、別表 1 に規定する MVNO 回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る回線の登録、変更等を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は 3G チップ(契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するものをいいます。以下同じとします。)の利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は 3G チップの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。</p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y) ～消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味										
当社網(Y) ～消費税相当額	(略)										
<u>3G チップ</u>	<u>契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの</u>										
用 語	用 語 の 意 味										
当社網(Y) ～消費税相当額	(略)										

第 10 章 料金等

第 3 節の 3 3G チップの利用に係る費用の支払義務

(3G チップの利用に係る費用の支払義務)

第 67 条の 3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第 28 条の 2(開通システム等の利用申込み)第 2 項に規定する契約に基づき、3G チップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第 4 表(その他の費用)第 1(3G チップの利用に係る費用)に規定する 3G チップの利用に係る費用の支払いを要します。

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料及び 3G チップの利用に係る費用)をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)から第 67 条の 3(3G チップの利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(新設)

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息及びユニバーサルサービス料)をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)から第 67 条 (手続費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第4表 その他の費用

第1 3G チップの利用に係る費用

当社網(S)

区分		単位	費用の額	備考
3G チップ の利用に 係る費用	3G チップの利用の 申込みを行い、当社 がその申込みを承 諾したときに要す る費用	1枚ごとに	384円	＝

附則

(略)

附 則(平成 29 年 2 月 6 日 MKS1702020002100001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 13 日から実施します。

(新設)

附則

(略)